

研究十二月往来(103) 小袖曾我の相舞

山中玲子

現在、小袖曾我の男舞は祐成と時宗の相舞になるのが普通だが、この相舞は二人静の様に一曲の構想に深く関わる本来的なものではなく、演出の変遷の過程で生み出された後発的なものらしい。以下、本曲に相舞の演出が取り入れられて行く過程を概観してみたい。なお、時宗と祐成のどちらがシテかという問題はここでは考察の対象にしない。

室町後期の内容を持ち、小袖曾我の演出資料としても最も古い『妙佐本古型付』には、シテ酌ヲトリ、母ト時宗ニノマスル。「雪ヲメグラス舞ノカザシ」、常ノ男舞也。助成舞也。

との記事がある。男舞は相舞ではなく、シテの祐成一人が舞う演出である。

また、寛永十八年書写の奥書を持つ『能出立次第』（彰考館蔵）は、各曲名の下に舞事の種類や場所を注記し、「しじやしじと五所、序の舞也。ツレと相舞（二人静）、「みな一同にかなで給ふ舞楽の秘曲は面白やと云時、かく也。天女とあひ舞也」（東方朔）、「神あそびち

はやぶると云時、こもり・かつて兩人、三段之舞なり」（嵐山）の如く、相舞を舞う物にはその旨も注記するのだが、小袖曾我には「うたふ声と云時、男舞也」としか書いていない。現在相舞を舞う曲では唯一の例外である。この頃までは、小袖曾我は一人の男舞の演出が普通だったようだ。

では相舞の演出はいつ頃本曲に取り入れられたのか。『千野の摘草』には、相舞そのものとはズレるが、下間少進が本曲の舞の演出に関わっているらしいことを示している記事が在るので、左に掲げる。

小袖曾我に舞二度ある事有り。時宗と俱に祝言の「諷ふ声」にて時宗舞ふ。草の掛り男舞なり。「雪をめぐらす舞のかざし」にて十郎舞ふ。真の掛り男舞なり。是を二度の舞といひ下間少進方にて致し初めしもの也。

一方、彼の『能之留帳』には小袖曾我の記録が五回在る。そして、慶長五年四月二日禁中での演能記録にはシテの弥兵衛の名のみを載せるのに対し、慶長一九年正月から同二十

年九月までの四回は少進の息子の源五・源七二人の名を挙げ、そのうち三回は源七に「時宗」と注記している。二人静のツレをほとんど記す『留帳』の記述態度を考え合せると、弥兵衛の男舞は一人だった可能性が強いが、源五・源七兄弟の方は二人とも舞を舞ったのではないだろうか。それは現在の様な相舞ではなく、或いは『千野…』で言うような「二度の舞」だったかもしれない。源五は慶長九年生まれだから、二十年でもまだ十二歳の少年、源七はその弟である。想像をたくましくすれば、この兄弟の可愛らしさを見せるため、少進が「二度の舞」、或いは相舞の演出を考案したということも考えられよう。嵐山・鶴亀等千方の相舞を見せる曲は既に幾つも在るのだから、無理な想像ではあるまい。但し、「二度の舞」に関する記事は『千野…』以外に雛子伝書にも手付類にも出てこないのが不審ではある。二度繰り返して同じ様な舞を見せるより相舞の方が面白く、完全に凌駕されたか、或いはそもそも「二度の舞」など存在せず、相舞を取り入れたのが少進で、その微かな記憶や伝承が、『千野…』の不思議な説を生んだのかもれない。結局推測に推測を重ねることになり、確かなことは解らないが、同様の推測をさせる例をもう一つ挙げておく。

寛永七年正月二十九日、酒井雅楽頭忠世邸での小袖曾我の演能記録に「北大八・大二」の二人の名が記されているのである（『能楽研究』八号・表章「北七大夫長能演能記録集成」）。単なるツレの名は載せない資料がここで二人の名を記すのは、二人静同様本曲にも両シテの印象が有ったからだろうし、その印象はやはり相舞のせいと考えるのが自然だろう。

さらにまた、宝暦頃の内容を持つ『隣忠秘抄』にも、七太夫と二人の息子が小袖曾我を演じた際のエピソードが記されている。

大式祐成十太夫時宗、母を古七太夫勤る、  
…舞所望の文句の時、祐成には舞を望まず、  
いかに時宗めでたき折なれば時宗ばかり舞  
ひ候へト、十太夫にばかり舞はせし…

七太夫が何も言わなければ（常の演出なら）祐成一人が舞ったのか、相舞になったのか、明確ではない。が、「時宗ばかり」という言い方には相舞の演出を排除しようとする意図が感じられないだろうか。百年以上後に記されたエピソードだけに、七太夫の発言通りとは限らないが、少なくともこの話を伝えた者の意識を反映はしている筈である。寛文以前の書上で唯一小袖曾我を所演曲にしている喜多流では、十太夫が活動し始めた寛永後期頃に、シテ・ツレの相舞は十分「予想され得る演出」

になっていたと考えると良いだろう。

にも関わらず『能出立之次第』が本曲の舞を相舞としていないのは、一時代前の演出を記したとも考えられるが、むしろ、寛永当時はまだ一人で舞う方が主流で、相舞は兄弟で演じる右の諸例の様な、特殊な場合のみの演出だったという事ではないだろうか。本曲の男舞は要すに酒宴の場での喜びの舞で、詞章の上では相舞の必然性は無いのである。

喜多流三代目中条祐山の署名のある『喜多流仕舞付抄』（鴻山文庫蔵）になると「此能古法、時宗シテ也。舞ハ時宗若人シテ舞也」という説を伝えながらも、常の型としては相舞を記し、さらに、先に引いた『隣忠秘抄』まで降ると「小袖曾我元来は祐成時宗相舞のものなり。切も勿論相舞なり。然れども當時は大方祐成ばかり舞ふ」と言うようになる。『仕舞付抄』の方は仮託伝書かもしれず、祐山の時代の演出と確定できないが、時代の明らかかな隣忠の発言は、このかなり前に「相舞が当然」という時代が来ていた事を示している。宝暦頃迄には相舞の方が正統の演出として理解されるようになっていたのだろう。これ以後、いわゆる江戸後期の型付になると、他流も含め、何の説明もなしに相舞を当然の型として記しているようである。

（法政大学能楽研究所員）